

平成31年 3月26日

市議会の基本理念等を条例化 「長岡市議会基本条例」を全会一致で可決

長岡市議会では、市議会の基本理念や運営の基本原則など、市議会の基本的な在り方を将来に伝えるとともに、これらを確実に実現・実施するための市議会の最高規範となる「長岡市議会基本条例」を議員有志が発議し、全会一致で可決しました。

この条例は、昨年6月の議会活性化特別委員会で条例の制定が決定されたことに伴い、同年7月に「議会基本条例制定検討委員会」が設置され、同委員会で内容が検討されてきたものです。

検討委員会は平成31年3月までに計6回開催され、条例案に対するパブリックコメントの結果を踏まえた修正を行い、今回の発議に至りました。

長岡市議会の議員発議による政策的条例は、今回で6件目となります。

1 条例の特徴

(1) 一般質問の在り方を明記（第14条）**県内初**

- ① 一般質問は、市政について、総合的かつ大局的に、その根幹や大綱を^{ただ}質し、計画等の適正な実施を監督したり、市政に対する所信を明らかにしたりすることを本旨とするもの
- ② 議員は、質問の論点及び争点を明確にし、広く市民の市政に対する理解と関心を高めるよう努めなければならない。

(2) 所管事項に関する質問の在り方を明記（第16条）**県内初**

- ① 所管事項に関する質問は、昭和42年から常任委員会で行われている長岡市議会独自の制度
- ② 所管事項に関する質問は、市政について、具体的かつ個別的に、実状を^{ただ}質して適正な実施を監視したり、課題を提起して手法等の改善を提案したりすることを目的とするもの
- ③ 議員は、質問の論点及び争点を明確にし、広く市民の市政に対する理解と関心を高めるよう努めなければならない。

(3) 議長の資質向上のための努力義務を明記（第7条第2項）**県内初**

(4) パブリックコメントの結果を踏まえて議員の活動原則を増加（第5条第3号）

自らの議会活動に関する情報を広く市民に対して提供し、説明責任を果たすこと。

(5) 条例の施行日は、本年5月1日

2 これまでの経過

- ・議会活性化特別委員会で条例の制定を決定（H30/6/20）
- ・議長が私的諮問機関である議会基本条例制定検討委員会を設置。委員は全7人（7/5）
- ・制定検討委員会開催（8/21～H31/3/7。計6回）。条文案について協議
- ・条例案に対するパブリックコメントの実施（H31/2/1～2/28。提出意見4件）
- ・制定検討委員会が、パブリックコメントの結果を踏まえて修正した条文案を議長に答申（3/11）
- ・議員協議会で修正した条文案について協議（3/14）

平成31年 3月26日

不祥事を踏まえて7項目を提言 行政監視機能強化検討特別委員会が調査報告

長岡市議会では、3月定例会最終日に「行政監視機能強化検討特別委員会」が、調査報告を行いました。この委員会は、市発注の下水道工事の入札に係る情報漏えい事件の発生を踏まえ、市議会の行政監視機能を強化するため、今年2月の臨時会で議決により設置されたものです。

報告では市が行う入札・契約に関し、理事者側に市議会への報告を求めるなど計7項目が提言され、これらが実現すれば、入札・契約に対する市議会の重層的な監視が働き、今回のような不祥事に対する抑止力となることが期待されます。

なお、同特別委員会は、今回の報告をもって廃止となります。

1 提言事項について（(1)から(6)までの項目を理事者側に要求）

- (1) 次に掲げる議決事件でない工事等の請負契約の締結の議会への報告
 - ① 予定価格が1億5千万円未満の契約（②に係るものを除く。）
 - ② 下水道事業会計及び水道事業会計に係る契約
- (2) 議決事件である工事等の請負契約の締結に係る議案関連資料の記載の充実
⇒ 不調により入札がやり直しとなったなど、特別の事情が存在する契約については、常任委員会の審査資料である「入札結果表」にその事情を記載すること。
- (3) 決算審査に係る資料「建設工事等契約状況調」の記載の充実
⇒ 最低制限価格と落札金額が一致した案件等を一覧表形式により記載すること。
- (4) 入札及び契約状況の傾向や年度間比較が可能となる資料の議会への提出
- (5) 市のホームページ上での入札結果の表示方法及び閲覧時間の改善
⇒ ・案件名、落札事業者、落札金額等を一覧表形式で表示すること。
・平日の午前8時から午後9時までとなっている閲覧時間を拡大すること。
- (6) 重要な政策の方針等の決定過程における議会への説明の充実
⇒ 今後も議員協議会等を通じ、時宜にかなった、行政上の重要な政策の方針等の決定過程における情報の提供を行うこと。
- (7) 議選監査委員の存置
⇒ 議員の政治的感覚や視点は、法務や会計の専門家、元職員などから選任される識見監査委員の視点を補完し得るものであるとともに、議員が監査委員を経験することが議会の監視機能の強化に直結するため、本市の議員から選任される監査委員は、今後も存置されるべきであること。

2 今回の不祥事をめぐる市議会の動き

- ・議員協議会において、事件の説明や市の第三者委員会の状況の聴取等の実施（H31/1/25～3/1。計6回）
- ・事件についての説明責任の徹底及び再発防止策の実施を市長に申入れ（2/6）
- ・2月臨時会において、事件の検証と再発防止の要求の決議、行政監視機能強化検討特別委員会の設置を議決（2/15）
- ・特別委員会の開催（2/15～3/19。計6回）。強化の手法について調査

（問合せ：議会総務課 電話0258-39-2244）